

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第11号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「<u>地方教育委員会</u>」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、<u>地方教育委員会</u>を経て請求者に通知するものとする。</p>	<p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長を経て、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、請求者に通知するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。